

火災にあわれた方へ

犬山市

このたびのご災難につきましては心からお見舞い申し上げます。
火災によって、り災された場合には、主に次のような制度があります。

		ダイヤルイン
○り災（火災）証明書の発行	（消防本部） 予防課	65-3123
○火災廃棄物処理の支援	（市役所） 環境課	44-0344
○公営住宅への入居相談	（市役所） 都市計画課	44-0331
○税金の減免	（市役所） 税務課	44-0315
○国民健康保険税の減免	（市役所） 保険年金課	44-0327
○国民年金保険料の免除	（市役所） 保険年金課	44-0328
○後期高齢者医療保険料の減免	（市役所） 保険年金課	44-0328
○介護保険料の減免	（市役所） 高齢者支援課	44-0326
○介護保険利用者負担額の減免	（市役所） 高齢者支援課	44-0326
○保育料の減免	（市役所） 子ども未来課	44-0324
○子ども未来園・保育園への入園相談	（市役所） 子ども未来課	44-0324

被害の状況によりご利用いただけない場合があります。
市役所福祉課(44-0320)にお尋ねいただければ、各課
へご案内いたします。

犬山市大字犬山字東畑36番地 犬山市役所 61-1800(代)
犬山市大字五郎丸字下前田1番地 犬山市消防本部 65-0119(代)

火災支援一覧表

令和4年5月1日版

支援項目	担当課	支援についての概要
り災（火災）証明書の発行	予防課	【内 容】火災及び消火により被害を受けた建物、収容物（家電、家具等）等の証明 【手続き】申請は世帯主か家族及びその代理人。申請時にマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認ができる身分証明の提示が必要です。無料。
火災廃棄物処理の支援	環境課	【対 象】一般住宅の火災廃棄物（焼け残った木質の梁・柱、畳や家具、衣類等の生活用品） ※店舗、事務所、貸家、農機具小屋、宗教施設等は対象外です。 ※鉄骨、コンクリート、不燃性内外壁、瓦等は対象外です。 【申 請】り災証明（コピー可）を持って環境課へ申請してください。 【処理先】焼け残った木質の梁・柱、畳 ・・・民間処分場に市が運搬（運搬費・処分料は市が負担） 家具、衣類等の生活用品 ・・・都市美化センターにり災者が運搬（運搬費はり災者負担、処分料は減免）
公営住宅への入居相談	都市計画課	【内 容】県営住宅への一時入居。 【申 請】り災証明書発行のヶ月以内に県住宅管理事務所で申請してください。 【その他】り災証明書、住民票が必要です。
税金の減免	税務課 資産税担当	〈火災の被害を受けた家屋の固定資産税の減免〉 【内 容】火災により被害を受けた家屋について、対象となる固定資産税及び都市計画税を損害を被った度合い（全額、80/100、60/100、40/100の4段階）に応じて減免。 【申 請】災害発生の日から30日を経過した日と、発生後最初に到来する納期限とのうちいずれか遅い日までに、り災証明書（コピー可）を持参のうえ、税務課資産税担当へ申請してください。 【注意事項】災害の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が生じた場合においてはこの災害の属する年度及びその翌年度）において被害を受けた固定資産に課する固定資産税のうち当該災害後に到来するすべての納期に係る納付額が対象
	税務課 市民税担当	〈個人市民税〉 【対 象】死亡した者、障がい者となった者、自己の所有に係る財産について生じた損害金額がその価格の3割以上5割未満の者、自己の所有に係る財産について生じた損害金額がその価格の5割以上の者 【減免額】上記の要件に応じて、納付額の100分の12.5～納付額の全部 【申 請】減免事由の発生の日から30日を経過した日と、発生後最初に到来する納期限とのうちいずれか遅い日までにり災証明書（コピー可）を持参のうえ、税務課市民税担当へ申請してください。
国民健康保険税の減免	保険年金課	【対 象】前年中の所得が400万円以下の世帯で、火災等の災害により3割以上の損害を受けたとき。 【減免額】所得と損害程度により納付額の全額～100分の12.5まで 【申込み】り災証明（コピー可）を持参のうえ、保険年金課国民健康保険担当へ申請してください。
国民年金保険料の免除	保険年金課	【対 象】火災により財産に2分の1以上の損害を受けたとき。 【免除額】全額～一部 【申込み】り災証明（コピー可）とマイナンバーまたは基礎年金番号のわかるものを持参のうえ、保険年金課国民年金担当へ申請してください。
後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課	【対 象】火災により2割以上の被害を受けたとき。 【減免額】5割以上…全額、2割以上5割未満…半額 【申 請】り災証明（コピー可）と印鑑を持参のうえ、保険年金課医療担当へ申請してください。
介護保険料の減免	高齢者支援課	【対 象】被保険者本人及び生計維持者の前年中の所得が400万円以下の世帯で、火災により半焼・半壊以上の被害を受けたとき。 【減免額】全焼・全壊…6ヶ月以内の保険料全額免除 半焼・半壊…6ヶ月以内の保険料半額免除 【申 請】り災証明（コピー可）と印鑑を持参のうえ、高齢者支援課へ申請してください。
介護保険利用者負担額の減免		【対 象】被保険者本人及び生計維持者の前年中の所得が400万円以下の世帯で、火災により半焼・半壊以上の被害を受けたとき。 【減免額】全焼・全壊…6ヶ月以内の利用者負担額全額免除 半焼・半壊…6ヶ月以内の利用者負担額半額免除 【申 請】り災証明（コピー可）と印鑑を持参のうえ、高齢者支援課へ申請してください。
保育料の減免	子ども未来課	【対 象】自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額（保険金及び補償金により補てんされるべき金額を除く）がその住宅又は家財の価額の5割以上の方 【減免額】申請した月から向こう1年間に係る保育料額のうち第3～1階層の方は全額、第3～2階層以上の方は半額。 【申 請】り災証明（コピー可）を持参のうえ、子ども未来課保育園・幼稚園担当へ申請してください。
子ども未来園・保育園への入園	子ども未来課	【内 容】火災により住居を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合、子ども未来園、保育園への入園ができます。 【申 請】り災証明（コピー可）を持参のうえ、子ども未来課保育園・幼稚園担当へ申請してください。

※役所内の申請に必要な「り災証明」…原則、原本を福祉課で保管。